



国監告第11号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施
した隨時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、
別紙のとおり公表します。

令和7年12月25日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 高 柳 貴美代

隨時監査結果報告書

1 隨時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和7年12月1日（月）から令和7年12月15日（月）まで

イ 実施

令和7年12月22日（月）

② 対象部局

議会事務局

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和7年度国立市一般会計（歳出）

国立市議会本会議場・委員会室会議システム機器購入（11月28日支払分）

予算科目 01.01.01.17(03)

支出額 43,670,000円

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実施通知 令和7年12月1日（月）

② 資料提出期限 令和7年12月9日（火）

③ 事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

④ 実施 監査委員による監査（前記のとおり）

国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より
対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは、適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

② 個別事項

ア 契約行為は、決められた手続きを経ているか。

- イ 機種の選定は、妥当か。
- ウ 機器の納入時期は、適切か。
- エ 備品登録は、適正に行われているか。
- オ 支払いは、適正な時期に行われているか。

(6) 結 果

① 概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

② 個別事項

- ア 指摘事項 なし
- イ 要望事項 なし

以上